

新潟市産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる体制の整備を目的とした新潟市産後ケア事業（以下「本事業」という。）を実施する際に、必要な事項を定める。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、新潟市とする。ただし、別表1に掲げる要件を満たす者に、本事業を委託して行う。（以下「事業者」という。）

- 2 本事業を受託しようとする者は、新潟市産後ケア事業実施事業者指定申請書（新規・変更）（別記様式第1号）を市長に提出する。
- 3 市長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査し速やかに指定するか否か決定し、新潟市産後ケア事業実施事業者指定（承認・否認）通知書（別記様式第2号）により、事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、事業者を指定したときは、要件に適合しているか適宜現地確認を実施する。
- 5 事業者は、同条第2項により申請した内容に変更がある場合、新潟市産後ケア事業実施事業者指定申請書（新規・変更）（別記様式第1号）により変更申請を市長へ提出するものとする。
- 6 事業者は、本事業の一部又は全部の実施を辞める場合、新潟市産後ケア事業実施事業者辞退届（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

(利用対象者)

第3条 本事業の対象者は、新潟市に住所を有する者であり、家族などから十分な家事、育児の援助が受けられない産婦及び生後6か月未満（出生の体重が2,500グラム未満の場合は修正月齢で6か月未満）の児で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、母子ともに医療行為が必要でない者に限る。

- (1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
 - (2) その他、特に支援が必要と認められる者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は対象者としてすることができる。

(サービスの内容)

第4条 本事業により提供するサービスは、次に掲げる内容とする。

- (1) 宿泊ケア
本事業を利用する母子（以下「利用者」という。）を宿泊させ、母親の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
 - (2) デイケア
利用者を日帰りで利用させ、母親の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
 - (3) 訪問ケア
利用者の自宅に助産師等が訪問し、母親の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
- 2 実施する母体のケア及び乳児のケア、今後の育児に資する指導等は、次に掲げる内容とする。
- (1) 産後の母体管理及び生活面の指導、栄養指導
 - (2) 乳房手当、乳房トラブルに関する相談
 - (3) 授乳方法
 - (4) 沐浴方法

- (5) 発育・発達に関すること
- (6) 体重・排泄の観察
- (7) スキンケアに関する相談
- (8) 母の不安等に関する相談
- (9) 在宅での子育てに関する相談及び指導
- (10) その他必要とする保健指導

(利用期間)

第5条 本事業の利用日数は、1回の分娩につき、宿泊ケアは7日、デイケア及び訪問ケアについては通算して7日(回)とする。宿泊ケアの日数の算定にあたっては、1泊2日を最小単位とし、実施の初日及び最終日は、それぞれ1日と数える。複数の施設を連続して利用する場合は、重複する日(前に利用した施設における最終日、また、後に利用した施設における初日)は、1日と数える。

- 2 全てのサービス日(回)数を使用した利用者の心身の状況により、引き続き利用が必要と認められる場合、市長は前項の規定にかかわらず、さらに通算7日(回)を限度として延長することができる。

(利用時間)

第6条 宿泊ケアの利用時間は、初日の入所時間を10時、最終日の退所時間を10時とし、産婦には3食の食事提供を原則とする。ただし、入所時間及び退所時間は利用者の希望をふまえて事業者が変更できるものとする。

- 2 デイケアの利用時間は、利用者の希望する6時間とし、産婦には1食の食事提供を原則とする。
- 3 訪問ケアの利用時間は、利用者の希望する(連続する)90分とするを原則とする。

(利用の申請及び決定)

第7条 本事業の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、原則開始日の10日前までに、新潟市産後ケア事業利用申請書(別記様式第4号)(以下「申請書」という。)を、市長に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、その限りではない。

- 2 生活保護法の規定による被保護世帯(以下「生活保護世帯」という。)及び当該年度(4月及び5月に利用する場合は前年度)の個人市民税が非課税の世帯(以下「市民税非課税世帯」という。)については、市長にそれを証する書類を届け出ることにより、自己負担額の減額を受けることができる。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得たうえで公簿等により生活保護世帯又は市民税非課税世帯と確認できるときは、当該書類の提出を省略できる。
- 4 市長は、申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するとともに、新潟市産後ケア事業利用決定通知書(別記様式第5号)(以下「決定通知書」という。)または、新潟市産後ケア事業利用却下通知書(別記様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(利用延長の申請及び決定)

第8条 申請者が利用期間の延長を希望する場合、新潟市産後ケア事業延長利用申請書(別記様式第7号)(以下「延長申請書」という。)を第7条に基づいて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、延長申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するとともに、新潟市産後ケア事業延長利用決定通知書(別記様式第8号)(以下「延長決定通知書」という。)または、新潟市産後ケア事業延長利用却下通知書(別記様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(利用日数上限の管理)

第9条 市長は第7条第4項の規定による決定通知書または、第8条第2項の規定による延長決定通知書とともに、新潟市産後ケア事業利用管理票(別記様式第10号)(以下「管理票」という。)を利用

者に交付する。

2 利用者は、利用の際に決定通知書とともに管理票を事業者に提示するものとする。

(取消)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段で利用決定を受けたとき
- (3) 事業者に非行があったとき
- (4) その他市長が利用を不相当と認めたとき

2 市長は、前項の規定により利用を取り消した場合、新潟市産後ケア事業利用取消通知書（別記様式第11号）により利用者に通知する。

(利用料)

第11条 利用料は、事業者が別途定めることとする。

(自己負担額)

第12条 利用者は、当該事業に要する費用の一部を負担しなければならない。負担する費用は、別表2に定める額とし、事業者が直接支払うものとする。ただし、各サービスにおける初日及び初回の利用に限り、自己負担額は生じない。

2 本事業を利用する乳児が多胎児の場合、利用者は、事業者が定める乳児の2人目以降が利用する場合の利用料（以下「多胎児加算」という。）を支払うものとする。ただし、各サービスにおける初日及び初回の多胎児加算は、市長が事業者を支払うものとする。

3 利用者は、第4条及び第6条に規定するサービス以外の提供を求めた場合、自己負担額のほかに別途費用を事業者を支払うものとする。

(委託料)

第13条 市長は、利用料から別表2に定める自己負担額を除いた額を委託料として事業者を支払う。ただし、その上限額は別表3とする。

2 市長は、利用に係る乳児が多胎児の場合、各サービスにおける初日及び初回の多胎児加算の額を前項に規定する委託料の額に加算して支払う。

(キャンセル料)

第14条 市長は、利用者から事業者へキャンセルの連絡が利用日の前日17時までになかった場合、1日分の利用料の50パーセントを委託料として事業者を支払うものとする。ただし、別表2の1日（回）目に定める額の50パーセントを上限とする。

2 事業者は、事前の同意に基づき、利用者よりキャンセル料を徴収できることとする。ただし、地震、水害、その他の災害等、利用者の責に帰すべきものではない事由により連絡できなかった場合については、この限りではない。

(実施報告)

第15条 事業者は、新潟市産後ケア事業利用実績報告書を作成し、市長へ報告するものとする。

2 事業者は、本事業終了後も、継続的に支援が必要な利用者について、任意の情報提供書にて市長へ報告すること。

(委託料の請求及び支払)

第16条 事業者は、本事業の委託料の請求について、請求書及び市長が必要と認める書類により、市長へ請求するものとする。

- 2 市長は、前項に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し30日以内に事業者に支払う。
- 3 本事業の請求の対象は、利用者が第7条により申請した日以降に利用したサービスとし、それ以前に利用したサービスについては本事業の対象としない。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、事業を実施するにあたって、個人情報の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(報告及び調査)

第18条 市長は、事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、現場の实地調査を行い記録その他必要書類の調査をさせることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、改正前の第6条の規定により決定した申請は、改正後の第7条の申請とみなす。ただし、デイケア・訪問ケアの日数(回)については、従前のおりとする。
- 3 前項で決定した申請の自己負担額については、第12条を適用とする。ただし、第1項ただし書きに

については適用しない。

(別表1) 委託要件

宿泊ケア要件

項目	項目の基準
業務実施 体制	管理者を1名配置できる。
	助産師・保健師・看護師のいずれかを1名以上配置できる。
	看護職を24時間常駐することができる。
	出産後4か月頃までの、母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。
運営基準	利用人員は20名を上限としている。
	食事の提供を3食できる。
	食品衛生に十分配慮している。
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活の参考になるような食事提供ができる。
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。
	居室が相部屋の場合、月齢の組み合わせ等配慮し、パーティション等により母子ごとに占有区画を設けることができる。
	カウンセリング室がある。
	乳児の保育を行う部屋がある。
	入浴施設及び沐浴施設がある。
	換気・採光・照明・防湿及び防水・排水設備を有する。

デイケア要件

項目	項目の基準
業務実施 体制	管理者を1名配置できる。
	助産師・保健師・看護師のいずれかを1名以上配置できる。
	出産後4か月頃までの、母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。
	緊急時も施設が無人とならに体制を確保できる。
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。
運営基準	食事の提供を1食できる。
	食品衛生に十分配慮している。
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活の参考になるような食事提供ができる。
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。
	カウンセリング室がある。
	乳児の保育を行う部屋がある。
	沐浴施設がある。

訪問ケア要件

項目	項目の基準
業務実施 体制	管理者を1名配置できる。
	助産師を配置できる。
	実施担当者の職種は看護職である。
方 法	利用者の自宅に赴いて、支援を行う手段がある。
	訪問時、安全面・衛生面に十分配慮できる体制がある。

(別表2) 自己負担額

種 別		料金
宿泊ケア	市民税課税世帯	1日につき 2,500円
	市民税非課税世帯 生活保護世帯	1日につき 1,250円
デイケア	市民税課税世帯	1日につき 2,000円
	市民税非課税世帯 生活保護世帯	1日につき 1,000円
訪問ケア	市民税課税世帯	1回につき 1,000円
	市民税非課税世帯 生活保護世帯	1回につき 500円

※宿泊ケアにおいて、複数の施設を連続して利用する場合、重複する日（前に利用した施設における最終日、また、後に利用した施設における初日）について、利用者は、1日分の自己負担額を各事業者に支払うものとする。

※事業者の設定する利用料が、市の委託料の上限を超える場合、差額分は利用者が別途負担するものとする。ただし、事業者は利用者に利用前に説明し、承諾を得ること。

(別表3) 委託料の上限

種 別	1日(回)目	2日(回)目以降	
宿泊ケア	1日につき 29,000円	市民税課税世帯	1日につき 26,500円
		市民税非課税世帯 生活保護世帯	1日につき 27,750円
デイケア	1日につき 19,000円	市民税課税世帯	1日につき 17,000円
		市民税非課税世帯 生活保護世帯	1日につき 18,000円
訪問ケア (交通費を含む)	1回につき 12,000円	市民税課税世帯	1回につき 11,000円
		市民税非課税世帯 生活保護世帯	1回につき 11,500円

※宿泊ケアにおいて、複数の施設を連続して利用する場合、重複する日（前に利用した施設における最終日、また、後に利用した施設における初日）について、市長は1日分の委託料を各事業者に支払うものとする。

新潟市産後ケア事業実施事業者指定申請書（新規・変更）

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市産後ケア事業実施要綱第2条第2項・第5項に基づき、実施事業者の指定について申請します。

指定項目		<input type="checkbox"/> 宿泊ケア <input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 訪問ケア	
施設情報	名称		
	所在地	電話 ()	
産後ケアで実施する内容	実施する内容をすべて <input checked="" type="checkbox"/> すること <input type="checkbox"/> 産後の母体管理及び生活面の指導、栄養指導 <input type="checkbox"/> 体重・排泄の観察 <input type="checkbox"/> 乳房手当、乳房トラブルに関する相談 <input type="checkbox"/> スキンケアに関する相談 <input type="checkbox"/> 授乳方法 <input type="checkbox"/> 母の不安等に関する相談 <input type="checkbox"/> 沐浴方法 <input type="checkbox"/> 在宅等での子育てに関する相談及び指導 <input type="checkbox"/> 発育・発達に関する事 <input type="checkbox"/> その他必要とする保健指導		
受入可能月齢	0か月～ () か月未満		
実施体制	管理者	氏名	
		職種	
	サービス提供者	人数	保健師 人 助産師 人 看護師 人 その他 人（職種)
利用料 (1日(回)あたり)	宿泊ケア	円	(多胎児加算 円)
	デイケア	円	(多胎児加算 円)
	訪問ケア	円	(多胎児加算 円)
特記事項			

1. 宿泊ケアを実施する事業者は、確認欄にチェックを付けてください。

項目	項目の基準	確認欄
業務実施体制	管理者を1名配置できる。	
	助産師・保健師・看護師のいずれかを1名以上配置できる。	
	看護職を24時間常駐することができる。	
	出産後4か月頃までの、母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。	
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。	
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。	
運営基準	利用人員は20名を上限としている。	
	食事の提供を3食できる。	
	食品衛生に十分配慮している。	
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活の参考になるような食事提供ができる。	
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。	
	居室が相部屋の場合、月齢の組み合わせ等配慮し、パーティション等により母子ごとに占有区画を設けることができる。	
	カウンセリング室がある。	
	乳児の保育を行う部屋がある。	
	入浴施設及び沐浴施設がある。	
	換気・採光・照明・防湿及び防水・排水設備を有する。	

2. デイケアを実施する事業者は、確認欄にチェックを付けてください。

項目	項目の基準	確認欄
業務実施体制	管理者を1名配置できる。	
	助産師・保健師・看護師のいずれかを1名以上配置できる。	
	出産後4か月頃までの、母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。	
	緊急時も施設が無人とならに体制を確保できる。	
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。	
運営基準	食事の提供を1食できる。	
	食品衛生に十分配慮している。	
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活の参考になるような食事提供ができる。	
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。	
	カウンセリング室がある。	
	乳児の保育を行う部屋がある。	
	沐浴施設がある。	

3. 訪問ケアを実施する事業者は、確認欄にチェックを付けてください。

項目	項目の基準	確認欄
業務実施体制	管理者を1名配置できる。	
	助産師を配置できる。	
	実施担当者の職種は看護職である。	
方法	利用者の自宅に赴いて、支援を行う手段がある。	
	訪問時、安全面・衛生面に十分配慮できる体制がある。	

(添付書類)

宿泊ケア、デイケアを実施する事業者については、居室・カウンセリング室・保育室・入浴・沐浴設備がわかる平面図

医療法に定める病院・診療所・助産所以外の場合、有資格者の免許証等の写し（管理者の原本照合を行ったもの）

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 新潟市 課）

新潟市産後ケア事業実施事業者指定（承認・否認）通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の指定について、新潟市産後ケア事業実施要綱第2条第3項に基づき、次のとおり（承認・否認）したので通知します。

事業者名	
住 所	
指 定 日	
指定種別	宿泊ケア・デイケア・訪問ケア

※委託料については、委託契約書に記載。

新潟市産後ケア事業実施事業者辞退届

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市産後ケア事業実施要綱第2条第6項に基づき、以下のとおり指定を辞退しますので届け出ます。

事業者名	
住 所	電話番号 ()
辞 退 日	
辞退種別	宿泊ケア・デイケア・訪問ケア

新潟市産後ケア事業利用申請書

年 月 日

（宛先）新潟市長

新潟市産後ケア事業の利用について、以下のとおり申請します。

（注）表面及び裏面の太枠内と右上の日付をご記入ください。

申請者 (利用者)	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				(歳)
	住所	※住民票のある住所地をご記入ください。 (〒 -) 新潟市 区			
	電話番号	※平日昼間にご連絡のつく電話番号をご記入ください。	※どちらかに○をつけてください 予定日/出産日	年 月 日	
(利用者 世帯構成 は除く)	氏名		続柄	生年月日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
世帯区分	※該当する項目に☑を入れてください。 <input type="checkbox"/> ①市民税課税世帯 <input type="checkbox"/> ②生活保護世帯・市民税非課税世帯				
利用希望種別	※申請時点で利用を考えている種別に☑を入れてください。 <input type="checkbox"/> 宿泊ケア <input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 訪問ケア				
<p><同意書> 私は新潟市産後ケア事業に関し下記の項目に同意します。</p> <p><input type="checkbox"/> 1 利用決定のため、新潟市が申請者及び児の住民基本台帳等を確認すること</p> <p><input type="checkbox"/> 2 世帯区分②の場合、利用者及び世帯構成員全員の生活保護適用の有無または、市民税非課税世帯であるか所得状況に関係部署に照会すること また、照会によっても確認ができない場合、関係書類を提出すること</p> <p><input type="checkbox"/> 3 新潟市が養育状況確認のために申請者に連絡をすること及び今後の保健福祉サービスにつなげるため、医療機関や新潟市が情報を共有すること</p> <p>※上記項目について同意する場合、チェックボックスに☑を付けてください。</p>					

⇒裏面の記入もあります

【新潟市記入欄】

<input type="checkbox"/> 対象要件として適当か確認済 <備考>
年 月 日 確認者氏名 _____

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 新潟市 課)

新潟市産後ケア事業利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

利用可能日（回）数	宿泊ケア 7日 デイケア・訪問ケア 7（日・回）
自己負担額	宿泊ケア 1日あたり 円 デイケア 1日あたり 円 訪問ケア 1回あたり 円

- ※利用できる期間は、児の月齢が6か月となる日の前日（低出生体重児の場合は修正月齢で6か月となる日の前日）までとなりますが、利用施設によって利用可能な子どもの月齢が異なりますので、施設にご相談ください。
- ※利用料は直接施設にお支払いください。概ね各サービスの自己負担額に利用日（回）数を加算した金額となります。ただし、新潟市産後ケア事業の規定するサービス内容以外の料金については全額自己負担となります。
- ※日程の変更（中止）は、利用予定日の前日17時までに施設へ必ずご連絡ください。これを過ぎての利用日の変更（中止）は、キャンセル料が発生する場合があります。
- ※本決定通知書及び新潟市産後ケア事業利用管理票は大切に保管ください。万一、紛失された場合は、こども家庭課へご連絡ください。

別記様式第6号（第7条関係）

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 新潟市 課）

新潟市産後ケア事業利用却下通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の利用について、
次により認定されませんでしたので通知します。

理由

新潟市産後ケア事業延長利用申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

新潟市産後ケア事業の延長利用について、以下のとおり申請します。

(注) 太枠内と右上の日付をご記入ください。

申請者 (利用者)	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名			() 歳		
	住所	※住民票のある住所地をご記入ください。 (〒 -) 新潟市 区				
	電話番号	※平日昼間にご連絡のつく電話番号をご記入ください。	出産日	年	月	日
申請理由	※延長利用を希望する理由をご記入ください。					
利用希望種別 及び日(回)数	※宿泊ケア・デイケア・訪問ケア合わせて7日(回)が利用上限です。 ※種別に☑、()内に数字をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 宿泊ケア (日) <input type="checkbox"/> デイケア (日) <input type="checkbox"/> 訪問ケア (回)					
<同意書> 私は新潟市産後ケア事業に関し下記の項目に同意します。 <input type="checkbox"/> 1 利用決定のため、新潟市が申請者及び児の住民基本台帳等を確認すること <input type="checkbox"/> 2 新潟市が養育状況確認のために申請者に連絡をすること及び今後の保健福祉サービスにつなげるため、医療機関や新潟市が情報を共有すること ※上記項目について同意する場合、チェックボックスに☑を付けてください。						

【新潟市記入欄】

 産後ケア事業延長利用申請アセスメントシート添付あり

<備考>

年 月 日 確認者氏名 _____

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 新潟市 課）

新潟市産後ケア事業延長利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の延長利用について、次のとおり決定したので通知します。

利用可能日（回）数	宿泊ケア デイケア・訪問ケア	日 日（回）
自己負担額	宿泊ケア 1日あたり	円
	デイケア 1日あたり	円
	訪問ケア 1回あたり	円

- ※利用できる期間は、児の月齢が6か月となる日の前日（低出生体重児の場合は修正月齢で6か月となる日の前日）までとなりますが、利用施設によって利用可能な子どもの月齢が異なりますので、施設にご相談ください。
- ※利用料は直接施設にお支払いください。概ね各サービスの自己負担額に利用日（回）数を加算した金額となります。ただし、新潟市産後ケア事業の規定するサービス内容以外の料金については全額自己負担となります。
- ※日程の変更（中止）は、利用予定日の前日17時までに施設へ必ずご連絡ください。これを過ぎての利用日の変更（中止）は、キャンセル料が発生する場合があります。
- ※本決定通知書及び新潟市産後ケア事業利用管理票は大切に保管ください。万一、紛失された場合は、こども家庭課へご連絡ください。

別記様式第9号（第7条関係）

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 新潟市 課）

新潟市産後ケア事業延長利用却下通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の延長利用について、次により認定されませんでしたので通知します。

理由

① 新潟市産後ケア事業利用管理票（宿泊ケア）

利用者 氏名		決定通知書 番号	第 号の2	自己負担額	円
-----------	--	-------------	-------	-------	---

※産後ケアの利用は新潟市と産後ケア事業の委託契約を行っている施設に限ります。

※利用可能日（回）数を超えた場合は、利用料が全額自己負担となります。新潟市産後ケア事業を利用する際は、必ず利用施設に本管理票を提出し、利用日及び利用施設名を利用施設から記載いただいでください。

利用日数	利用日	利用施設名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

<委託事業者の皆様へ>

本管理票は徴収時の記入を原則とし、口座振替など、徴収時の記載が困難な場合はあらかじめ請求時に記入ください。

初回利用時、利用者様より無料チケットの提出があったら、利用日・利用施設が記載されていることを確認し、無料チケットを回収してください。無料チケット分の自己負担額は多胎児加算料を含めて0円となります。

② 新潟市産後ケア事業利用管理票（デイケア・訪問ケア）

利用者 氏名		決定通知書 番号	第 号の2	自己負担額	円
-----------	--	-------------	-------	-------	---

※産後ケアの利用は、新潟市と産後ケア事業の委託契約を行っている施設に限ります。

※利用可能日（回）数を超えた場合は、利用料が全額自己負担となります。新潟市産後ケア事業を利用する際は、必ず利用施設に本管理票を提出し、利用日及び利用施設名を利用施設から記載いただいでください。

利用 日（回）数	利用日	利用施設名	備考
1			<input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 訪問ケア
2			<input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 訪問ケア
3			<input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 訪問ケア
4			<input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 訪問ケア
5			<input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 訪問ケア
6			<input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 訪問ケア
7			<input type="checkbox"/> デイケア <input type="checkbox"/> 訪問ケア

<委託事業者の皆様へ>

本管理票は徴収時の記入を原則とし、口座振替など、徴収時の記載が困難な場合はあらかじめ請求時に記入ください。

初回利用時、利用者様より無料チケットの提出があったら、利用日・利用施設が記載されていることを確認し、無料チケットを回収してください。無料チケット分の自己負担額は多胎児加算料を含めて0円となります。

別記様式11号（第10条関係）

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 新潟市 課）

新潟市産後ケア事業利用取消通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の利用について、
次により取り消されましたので通知します。

理由